

大阪府立槻の木高等学校同窓会「Infinity Tsukinoki」会則

1章 総則

第1条

本会は「Infinity Tsukinoki」と称し、事務所を大阪府立槻の木高等学校（高槻市城内町2番13号）に置く。

第2条

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的のため、次のことを行う。

1. 総会、幹事会、役員会の開催
2. 会員名簿の作成及び管理
3. 会報誌の発行
4. 二十歳の集いの開催
5. 会員相互の親睦を図る企画及び事業開催
6. 母校の後援及び教育振興支援
7. その他目的達成に必要な事項

第2章 会員

第4条

本会は次の会員で構成する。

1. 正会員—大阪府立槻の木高等学校卒業生
2. 支部会員—大阪府立島上高等学校卒業生及び大阪府立高槻南高等学校卒業生

第3章 役員・幹事

第5条

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 理事 各卒業期から1名程度

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を掌り、会議を記録する。
4. 会計は本会の会計事務を掌る。
5. 理事は本会の運営にあたる。

第7条

会長、副会長、書記、会計、理事は、幹事会で選任する。なお、止むを得ない理由で役員が欠員となった場合は、幹事会が欠員となった役員の選任を行う。この場合の任期は欠員となった役員の残任期間とする。

第8条

会長、副会長、書記、会計、理事の任期は3年とする。ただし、新たに選任された役員が就任するまでは役員としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第9条

正会員の中から卒業期毎に幹事3名を置く。幹事の選任は各卒業期の正会員の互選による。

第10条

幹事は、同期生を代表するとともに幹事会を構成し、会務を審議する。また、幹事は、同期生との連絡にあたる。

第11条

幹事の任期は原則として終身とするが、止むを得ない場合は幹事会の承認を得て変更することができる。

第4章 会議

第12条

総会は、会務及び会計の報告を行い、会員相互の親睦を図る。

1. すべての正会員で構成する。
2. 総会は3年に1回、1月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 総会及び臨時総会の企画及び運営は役員会が行う。

第13条

幹事会は、本会の最高議決機関として案件の審議にあたる。

1. 会長以下すべての役員と幹事で構成する。
2. 定例幹事会は毎年1回、2月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 幹事会では、会則の変更、役員を選任、事業報告、決算報告、事業計画、予算、会計監査の選任、外部監査の選任、その他必要事項を審議、議決する。
4. 議決は会議出席幹事の過半数をもって決定する。（委任状を含む）

第14条

役員会は、本会の執行機関として会務の実行にあたる。

1. 会長、副会長、書記、会計、理事で構成する。
2. 本会の運営上、必要に応じて随時にこれを開く。

第15条

本会則に定める会議は、すべて会長が招集する。

第5章 会計

第16条

本会の経費は入会費、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第17条

正会員は、入会時に入会費 6,000 円を納める。

第18条

本会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

第19条

事業報告書、決算報告書、事業計画書案、予算書案は、年度ごとに本会役員会が作成し、幹事会で承認を受ける。

第20条

正会員の中から、会計監査人2名をおく。会計監査人は、幹事会で選任する。なお、止むを得ない理由で会計監査人が欠員となった場合は、幹事会が欠員となった会計監査人の選任を行う。この場合の任期は欠員となった会計監査人の残任期間とする。

第21条

会計監査人の任期は3年とする。ただし、新たに選任された会計監査人が就任するまでは会計監査人の地位を有する。また、再任を妨げない。

第22条

会計監査人は、毎年度半期毎に監査を実施する。

第23条

正会員以外で会計事務及び団体運営に精通した外部監査人1名をおく。外部監査人は幹事会で選任する。なお、止むを得ない理由で外部監査人が欠員となった場合は、幹事会が欠員となった

外部監査人の選任を行う。この場合の任期は欠員となった外部監査人の残任期間とする。

第24条

外部監査人の任期は3年とする。ただし、新たに選任された外部監査人が就任するまでは外部監査人としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第25条

外部監査人は、毎年度半期毎に監査を実施するとともに、適宜、会議等に出席し会務に関する助言を行う。

第6章 財産

第26条

保有する現金は、普通預金又は定期預金で管理する。

第27条

母校への支援のために物品等の寄付を行う場合は、幹事会の承認を受ける。

第7章 支部

第28条

本会に支部として、島上高等学校卒業生で構成する「嶋真会」、高槻南高等学校卒業生で構成する「槻の葉会」を置く。

第29条

支部の実施する事業及びその他必要な事項については別途定めるものとする。

第30条

本会則の変更は幹事会の議決を経なければならない。

第31条

本会則の施行に必要な細則等は別にこれを定める。なお、細則等の制定及び変更は、幹事会の議決を経なければならない。

【付則】

1. 本会則は平成30年1月3日より施行する。